平成２２年（フ）第６９号
広島県尾道市神田町６番３号
債務者　秋元　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
愛媛県松山市西石井１丁目２番12号
債務者　小坂井　裕
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５０号
愛媛県松山市立花３丁目８番24号　中野倉庫第３ビル343号
債務者　伊吹　眞弓
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
愛媛県伊予市稲荷甲1136番地３
債務者　四村　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５４号
愛媛県松山市和泉南２丁目12番29号
債務者　井手窪英治
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５５号
愛媛県伊予郡松前町大字永田45番地６
債務者　浅野　愛美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７１号
愛媛県松山市余戸南３丁目３番３号
債務者　井上　美香
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８９号
高知市水源町31番地１
債務者　梅谷　文勇
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２２号
高知県香南市野市町大谷62番地３
債務者　松本　知世
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２７号
高知市高須３丁目10番21号　ＭＳハイツ２Ｆ西
債務者　明坂　忠子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３３号
高知市薊野729番地１
債務者　大久保員利
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４０号
高知市鴨部836番地１　第７青木ビル602
債務者　森島　ゆり
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁3745番地５　メンバーズヒル２号
債務者　廣川　朋次
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１７号
佐賀県杵島郡白石町大字築切964番地
債務者　白武　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１１８号
佐賀県伊万里市大川内町丙1952―１　グランドール南ヶ丘105、住民票上の住所長崎県東彼杵郡川棚町百津郷41番地69
債務者　中嶋　友哉
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２１号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　江口ミドリ
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２２号
佐賀県伊万里市新天町715番地１
債務者　坂本　伊代
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２３号
佐賀県伊万里市瀬戸町1630番地２
債務者　井手口文七
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　佐賀地方裁判所武雄支部